

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

魚沼市

1 促進計画の区域

別紙取組集落等一覧及び図面に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 魚沼市全域

(1) 現況

本地域は、東側を三国山脈、西側を魚沼丘陵に挟まれ、魚沼盆地の北部に位置し、冬季は3mを超える積雪が記録される全国有数の豪雪地帯である。市内中心部を流れる信濃川水系魚野川を中心とし、その支流である破間川、羽根川、佐梨川などの清流が流れており、豊富な水資源を活用した「魚沼産コシヒカリ」の生産が地域経済と生活基盤を支えてきた。

しかし、近年の後継者不足や担い手農家の高齢化、地域の過疎化によって農地の荒廃が顕在化するなど、農業の活力低下が問題となっており、地域の共同活動に支えられている農用地、水路、農道等（以下、「農用地等」という。）の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。

また、平坦な農地は少なく、山沿いでは傾斜1/20以上の急傾斜地が多く存在しており、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域との生産条件の格差が顕著である。

更に、食の安全・安心や環境問題への国民の関心が高まる中で、より安全で安心な農産物の生産・供給や自然環境に配慮した営農活動の推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下、「法」という。)第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進する。これにより、農業者等が共同で取り組む農用地等の地域資源の保全活動を推進するとともに、自然環境の保全に資する農業の生産方式の普及を図り、農業の有する多面的機能の発揮を促進することとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

魚沼市全域 法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 中山間地域等直接支払に関する事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

魚沼市全域

【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】全域指定

【山村振興法】旧湯之谷村・旧守門村・旧入広瀬村の全域、旧広神村の一部

【特定農山村法】旧湯之谷村・旧広神村・旧守門村・旧入広瀬村の全域

【知事特認】全域指定

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が70%以上である市町村内に存する草地（以下「草地比率の高い草地」という。）
- (エ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 急傾斜農用地のある同一集落協定で共同取組活動が行われている緩傾斜農用地
 - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）
 - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
 - (オ) 新潟県知事が地域の実態に応じて指定する農用地
- (2) 集落協定の共通事項
協定構成員の事務負担軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。
- (3) 対象者
認定農業者に準ずる者とは、魚沼市農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。
- (4) その他必要な事項
 - 1) 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。
 - 2) 現に自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。
また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、被災の規模が甚大である等のため復旧に長時間を要すると市長が認めた場合や令和6年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和6年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。